

福島県青少年支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 家庭、地域、社会など青少年を取り巻く環境が大きく変容し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する青少年の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、青少年育成支援に関する分野の関係機関・団体（以下「関係機関等」という。）が連携し、このような青少年に対する支援を総合的に実施するため、子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会として、福島県青少年支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援の対象となる青少年に関する必要な情報交換及び連絡調整に関するこ
- (2) 支援の対象となる青少年に対する関係機関等の連携による支援に関するこ
- (3) 地域連絡会議が円滑に運営されるための環境整備に関するこ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関するこ

(組織及び運営)

第3条 協議会は、別表1に掲げる関係機関等の代表者によって構成する。

- 2 協議会に座長を置く。
- 3 座長は、生活環境部政策監をもって充てる。
- 4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 座長は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。
- 7 協議会は、原則として年1回以上開催するものとする。

(地域連絡会議)

第4条 協議会に地域連絡会議を設ける。

- 2 地域連絡会議は、別表2に掲げる関係機関等の担当者による会議とし、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 支援の対象となる青少年に関する必要な情報交換に関するこ
 - (2) 支援の対象となる青少年の支援方針に関するこ
 - (3) 関係機関等による支援の進行管理に関するこ
- 3 地域連絡会議は事務局の長が招集し、議事進行に当たる。
- 4 事務局の長は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めるこ
- 5 地域連絡会議は、第2項第1号については原則として年1回以上、同項第2号及び第3号については必要に応じて隨時、それぞれ開催するものとする。

(事務局)

第5条 協議会及び地域連絡会議の事務局を福島県生活環境部青少年・男女共生課に置き、次に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会及び地域連絡会議の運営に関すること
- (2) 青少年総合相談センター及び関係機関等の連絡調整に関すること
- (3) その他必要な事務に関すること

(秘密保持義務)

第6条 協議会及び地域連絡会議の構成員は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月8日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1

(第3条関係)

福島県青少年支援協議会構成機関

分野	機関名
教育	県教育庁社会教育課
	県教育庁義務教育課
	県教育庁高校教育課
	県教育庁特別支援教育課
	県教育庁健康教育課
福祉、保健、医療	県保健福祉部児童家庭課
	県保健福祉部子育て支援課
	県保健福祉部障がい福祉課
	県精神保健福祉センター
	県総合療育センター（発達障がい者支援センター）
雇用	県商工労働部雇用労政課
	県商工労働部産業人材育成課
	福島労働局職業安定部職業安定課
矯正・更生保護	福島少年鑑別所
	福島保護観察所
	県警察本部警務部県民サービス課
	県警察本部生活安全部少年課
民間支援団体	福島県臨床心理士会
	社団法人福島県社会福祉士会
	地域若者サポートステーション事業受託団体
	若者自立相談事業受託団体
	ふるさと福島就職情報センター
相談機関	福島県青少年総合相談センター受託団体
事務局	県生活環境部青少年・男女共生課

別表2

(第4条関係)

地域連絡会議構成機関

県北地域	県中地域
県北地方振興局	県中地方振興局
県北保健福祉事務所	県中保健福祉事務所
県北教育事務所	テクノアカデミー郡山
管内各市町村（8）	県中教育事務所
ふくしま若者サポートステーション事業受託団体	郡山市保健所
若者就労体験等事業受託団体	管内各市町村（12）
管内各ハローワーク（2）	こおりやま若者サポートステーション事業受託団体
中央児童相談所	若者就労体験等事業受託団体
県教育センター	管内各ハローワーク（2）
管内各警察署（4）	県中児童相談所
21	管内各警察署（5）
県南地域	
県南地方振興局	
県南保健福祉事務所	
県南教育事務所	相双地域
管内各市町村（9）	相双地方振興局
地域若者サポートステーション事業受託団体	相双保健福祉事務所
若者就労体験等事業受託団体	テクノアカデミー浜
ハローワーク白河	相双教育事務所
県中児童相談所白河相談室	管内各市町村（12）
管内各警察署（2）	地域若者サポートステーション事業受託団体
18	若者就労体験等事業受託団体
会津地域	管内各ハローワーク（3）
会津地方振興局	浜児童相談所南相馬相談室
会津保健福祉事務所	管内各警察署（3）
会津教育事務所	
管内各市町村（13）	
若者就労体験等事業受託団体	いわき地域
会津地域雇用創造推進協議会	いわき地方振興局
テクノアカデミー会津	いわき教育事務所
管内各ハローワーク（2）	いわき市
会津児童相談所	いわき市保健所
管内各警察署（4）	いわき市教育委員会
26	若者就労体験等事業受託団体
南会津地域	いわき若者サポートステーション事業受託団体
南会津地方振興局	管内各ハローワーク（3）
南会津保健福祉事務所	浜児童相談所
南会津教育事務所	管内各警察署（3）
管内各町村（4）	
若者就労体験等事業受託団体	
ハローワーク南会津	
会津児童相談所南会津相談室	
南会津警察署	14
	11